

令和8年2月11日  
在シンガポール日本国大使館

オーストラリア・ポルトガル・ロシア国籍者との間に  
出生した子に係る日本国籍の取扱いについて

オーストラリア国籍、ポルトガル国籍、ロシア国籍の父又は母と、日本国籍者の間に、当該国以外の外国にて出生した子については、適法な法定代理人（通常は両父母）により当該外国籍の取得手続き（出生登録等を含みます。）を行った場合、その手続きの状況に応じて、日本の国籍法第11条第1項に規定する「自己の志望による外国国籍の取得」に該当し、出生した子の日本国籍は自動的に喪失することがありますので、十分にご注意ください。

なお、国籍制度の詳細に関しては、法務省のサイト（[こちら](#)）をご覧ください。

【日本国籍喪失の例】

オーストラリア国籍者の父と、日本国籍者の母との間に、オーストラリア国外に当たるシンガポールにて出生した子に関して、法定代理人である父母双方により、オーストラリア側に出生に係る登録手続きを行った場合。